

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 欠席委員

4. 署名委員

8番 高取 輝昭 委員 11番 兼光 邦明 委員

5. 議事

議案第10号～15号について

報告第7号～8号について

○石原会長

議案第10号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 7-8 長田委員説明願います。

○長田委員

7-8について説明します

土地の所在地 麻宇那 横繩手 976-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 271 m²

麻宇那 河原田 1091 登記地目現況地目共に田 登記面積 370 m²

譲受人 麻宇那▲▲▲▲番地▲ ●● ●●● ▲▲歳

譲渡人 麻宇那▲▲▲▲番地▲ ●● ●●● ▲▲歳 (1/4)

静岡県御殿場市東田中▲▲▲▲番地の▲▲ ●●●●●201

●● ●●● ●▲▲歳 (1/4)

広島市中区大手町三丁目▲番▲▲-▲▲▲号 ●● ●●● ▲▲歳 (1/4)

譲受理由 贈与による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 0 m²

家族数 5人

当面この土地は作物を作るつもりはなく、防草シートをして近くの方に迷惑をかけないようにしたいということでした。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第10号 受付番号7-8番、所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。現在は耕作中の農地で少ない面積の田んぼの方は先ほど長田委員が述べられたようになります。昨月の3条の3相続の関係の議案でこちらの案件出ておりまして、一旦所有者さんが亡くなって法定相続人が4分の1ずつ四人で当該農地を取得されました。この●● ●●●様も持分割合4分の1となっていまして、今期で残りの4分の3、県外市内を含めて4分の1ずつを●●さんに渡すことによって持分を1にされたということです。以上です。

○石原会長

それでは 7-8 につきましてご意見ご質問あればよろしくお願ひいたします。はい、草加委員。

○草加委員

耕作面積がないという理由をお聞かせ願えませんか。

○事務局難波

耕作面積が 0 の理由は●● ●●●様自身が世帯をお父様と分けられており、面積が出てこないということあります。本来であれば新規就農という形になるのかなと思ったんですが、今回相続からの持分割合を一人に集約するという所からどちらかと言えば贈与という色彩が強いと考え、譲渡理由を贈与にさせていただきました。なので面積自体は●●さんは 0 になっております。

○石原会長

いかがでしょうか。

○草加委員

今、奥様と言われた。

○事務局難波

そのもう一つ上の代のお父様の

○草加委員

その時にいくらかあって

○事務局難波

それを今回、四分の一ずつ

○草加委員

そういうことで、分かりました。

○石原会長

他にございませんか。事務局さん、さっき長田委員は当面は耕作しないということなんですが、3 条に関しては、農地利用計画書という関わりとはどうなんですか。

○事務局難波

本当は 3 条の申請というのは本人が耕作をされる意志を持って取得されるので会長の仰る通りなんですが、計画上では、葉物野菜、根菜類をされるということで出しています。長田委員の発言についてはここで訂正させて頂きたいんですが、耕作をする予定で申請が出ている、

○長田委員

ちょっとといいですかね。当面というのは野菜を作ろうという人が吉永かどこか、遠い、ちょっと離れているんですよ。やりたいんだけど、当面出来ないんです。その間に周りに迷惑をかけないように防草シートをしておきたいということです。

○事務局難波

ということなんですが、現在は周囲に防護柵も付けて野菜もちゃんと作られている、一方で面積の小さい方は耕作放棄地になっております。そこは野菜をされるということで行かせてください。

○石原会長

他にございませんか。

なさそうですので 7-8 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。続きまして 7-9 引き続き長田委員説明願います。

○長田委員

7-9 について説明します。

土地の所在地	麻宇那 井領田 1063-10 登記地目現況地目共に田	登記面積 1,161 m ²
譲受人	麻宇那▲▲▲▲番地▲	●● ●● ▲▲歳
譲渡人	麻宇那▲▲番地	●● ● ▲▲歳
譲受理由	新規就農	
譲渡理由	労力不足	
耕作面積	0 m ²	
家族数	1 人	

この土地はまだ完璧な状況ではなく、土を入れるのは順調に進んでいますので審議頂いてよろしくお願いします。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第 10 号、受付番号 7-9 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。今現在、先程長田委員が説明されたように真砂土が敷かれております。この後の 5 条転用に出てきますが、当該譲受人が一般住宅 1 棟を建てる案件を出しております。

一部真砂土が抜けている所があるんですが、住宅建築後に全面に管理機等を入れても真砂土されてない状況の路盤の高さまで真砂土を入れて野菜を主として取り組んでいきたいと計画を出されております。以上です。

○石原会長

それでは 7-9、ご意見ご質問あれば頂戴します。ありませんか。なさそうですので 7-9 につきまして許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。続きまして 7-10 信宮委員説明願います。

○信宮委員

7-10 につきまして 1 番信宮が説明させていただきます。

土地の所在地	鶴海 中越 3545-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 430 m ²
	鶴海 中越 3546	登記地目現況地目共に畠	登記面積 53 m ²
	鶴海 中越 3550-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 303 m ²
譲受人	瀬戸内市邑久町百田▲▲▲番地▲ ●●●●●●●●●▲▲▲号 ●●● ● ▲▲歳		
譲渡人	瀬戸内市長船町服部▲▲▲番地の▲ ●● ●● ▲▲歳		
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	労力不足		
耕作面積	0 m ²		
家族数	1 人		

地図を見ていただきますと上の方に中央道備前牛窓線があります。そこの真ん中あたりに鶴海東の停留所があります。ここは昔宇野バスの車庫がありました所です。その下の所にガソリンスタンドがありまして現在は旬菜という弁当屋をしている所です。ここから約 300m 南へ行った所が現地赤で(1)、(2)、(3)としている所になります。その所に道路を挟んで●●さんというお家がありますが、譲受人の実家でありますここはお父さん、お母さんがおられたんですが、お父さんが亡くなられましてお母さんが現在ここに住んでおられると目の前に田んぼがあるという状況です。譲受人と譲渡人は同級生でもありますし、30 年以上譲受人のお父さん、お母さんがこの田んぼを耕作されておったということで譲渡人は今後耕作される予定はないので譲受人へ譲渡するということで新規就農となつてますが、実際にはもうお父さんお母さんが作っておられてその後譲受人がお母さんと一緒に家庭菜園を作つておられると、今も綺麗に作つておられるという状況です。説明は以上です。審議の方よろしくお願ひします。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第 10 号、受付番号 7-10 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。

○石原会長

それでは 7-10、ご意見ご質問あれば頂戴します。

特になさそうですか。ご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

続きまして 7-11 兼光委員説明願います。

○兼光委員

土地の所在地	吉永町金谷	西開地	414-2	登記地目現況地目共に畠	登記面積	92 m ²
	吉永町金谷	西村	424	登記地目現況地目共に田	登記面積	174 m ²
	吉永町金谷	高下田	472-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	740 m ²
	吉永町金谷	高下田	476-3	登記地目現況地目共に田	登記面積	5.64 m ²
譲受人	吉永町南方▲▲▲番地			●● ●●	▲▲歳	
譲渡人	大阪府東大阪市三島▲丁目▲番▲号			●● ●●●	▲▲歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	1,026 m ²					
家族数	4人					

農地の場所ですが、地図をご覧ください。地図は2枚あります、1枚目の中ほどに赤く(1)、(2)の農地、これは山陽線と旧県道に挟まれた所にあります。県道のすぐ下側に●●●興産という工場があります。あと残りの2筆はもう一枚の地図でこの●●●興産から西へ300mほど行った所に農地があります。(3)と(4)、この(4)というのは非常に小さい農地で昭和50年に分筆されてこの小さな農地が発生したという風に聞いております。はっきりしたことはわからないんですが、多分昭和の時代に新しい県道がつきまして道にとられて分筆されて小さな農地が残ったものと考えられます。

譲受人は●●●興産の社長さんであります1枚目の地図の(1)、(2)の農地の間にこの地図では●●●さんの宅地住宅が売りに出ておりましてその住宅の購入とその付随する農地の所有権移転だと思われます。●●●興産はクレーとかカオリンの製造販売をしておりまして粉塵が発生し、揉ることは避けたいということでこの住宅を購入されました。譲受人は南方に住んでおられますけど、南方の自分の農地では、野菜や稻作もされて、農機具もあり、草刈機も所有されています。この4つの土地は譲渡人が耕作をされていましたが、今現在は草が生えています。管理をすることで農作物の植え付けは可能と思われます。以上簡単ではありますが説明を終わらせて頂きます。審議の方よろしくお願いします。

○石原会長

はい、では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局難波

議案第10号、受付番号7-11番、所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは7-11、ご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので7-11につきまして許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。

議案第 11 号農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について 7-1 小林委員説明願います。

○小林委員

7-1 について 7 番小林が説明します。

土地の所在地 三石 崩谷口 1248 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,046 m²

三石 崩谷口 1249 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,466 m²

申請人 三石▲▲▲番地▲ ●● ●●

転用目的 資材置場

施設概要 倉庫 2 棟 200 m² 資材置場 2,312 m²

農地区分 3 種

場所ですが地図をご覧ください。左上の方に三石総合支所があります。県道岡山赤穂線を南東の方向に 150m くらい行った所にこの土地があります。この(2)の方 4、5 年前に 3 条申請で申請人が取得されました。(1) の方は 2 年ぐらい前に同じく 3 条申請で取得されました。元々県道から約 1m ちょっと低くなっている 1 枚の田んぼです。前持ち主は多分相続で持たれておって県外にお住まいで四国の方だったと思うんですが、分筆されて兄弟で持たれていたんですが、どちらも取得したかったんですが、なかなか取得できなくて 2 年ぐらい前に取得されました。大きくしてもらえばわかるんですが、(2) の下に●●理容室というのがありまして奥さんがされていまして、(2) の土地については取得後イチジクの木を何本が植えられてシカが入らないように柵をされていました。

ほとんどの所を申請人が草を刈って管理をされていました。ご存じの方も多いかと思いますが、申請人は、吉永の方で会社をされていまして建設業というのか農機具を県道沿いにいっぱい置かれとった所の持ち主でございます。そこの場所が市の開発で収容されて今現在置いてあったものは金谷の方の運送会社の倉庫を賃貸で借りてそこに置いているそうです。当日資料の 5 ページをご覧ください。ここに土地の計画図があります。

県道沿いに 2ヶ所進入口を設けて、下に碎石を敷いてその上に建物、資材置場というのか、倉庫という申請がありましたが、それについては単管パイプを組み立てて倉庫のように、というか屋根だけを捨てる言う形で、ここに古い農機具とかを前と同じように置いて、耕運精米機を置いたり、無人の野菜販売所を作ると。あと所有の軽トラックだったり、高所作業車だったりを置きたいなというような話をされていました。周りに対する補強ですが、土地を上げるわけではなくここに碎石を 10 cm から 15 cm くらい敷いて平らにしてその上に単管パイプで屋根を作つてそこへ組むという申請でございます。畦の高さが実際のこの地図で言いますと左側の方の実線で書いてあるところは三石運輸の駐車場がありまして高く擁壁がきちんとされてますので、それらは影響ない、影響あるとしたら実線のない所の 40m くらいですか、そこは畦なんですが、20 cm くらいの高さがあるので 15 cm くらいの碎石を引いても問題ないということでございました。申請が通ればここにこういう資材置場を作りたいということでした。説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 11 号 受付番号 7-1、4 条 農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど小林委員からご説明のあったとおり、申請人の資材置場ということでありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかぬ計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係でありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は資材置場及び倉庫2棟のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

本件は、小林委員から説明があったように令和5年7月審議の吉永町の企業誘致用地転用のための支障移転に係るものであります。移転後に候補地を探しておりましたが、今回当該農地の転用申請をされたものであります。

三石1248番地は昨年8月に3条申請により取得したものであり、1年を経過せずに、転用申請を出されるものであります。

また、関係法令であります県道への進入路につきましては占用申請を6月6日付で岡山県から許可を得ており、開発申請については不要であることを確認済みであります。

なお、工事は許可後、令和7年8月31日を完成予定としております。

また、当日資料の5ページから9ページ先程の説明にあつたように平面図や単管パイプで建てられる立面図が添付されています。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

7-1についてご質問、ご意見ありましたら頂戴いたします。この方、小林さんクレーンとかユンボとかリース業をされているんですか。

○小林委員

基本的にリースはされてないと思うんですが、持っているのを知っていますから、知り合いが貸してくれと言うようなことはよく聞いています。リースと言えばリースで貸しているのかなという気がします。

○石原会長

●●さんの吉永の現場見に行きましたけど農機の方は仕事、商いとしてはされていないんですか。

○小林委員

耕作は多分されていると思います。

○石原会長

いやいや、農器具の販売です。吉永の方にありましたよね。

○小林委員

そこに置いてあった農機具の古いのとかは金谷の倉庫にある思うんですが、それをここへ持って来たいということだろうと思います。

○石原会長

その農機具の販売もされるということなんですね、その単管パイプで作った、

○小林委員

はい、前と同じことだろうと思います。

○石原会長

他にありませんか。なさそうなのでご判断願います。7-1について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。続きまして議案第12号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、7-16長田委員説明願います。

○長田委員

7-16について長田が説明させていただきます。

土地の所在地 麻宇那 井領田 1063-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 297 m²

譲受人 麻宇那▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 麻宇那▲▲番 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 自己住宅

施設概要 居宅 39.88 m² 車庫 29.16 m²

農地区分 2種

これは、議案第10号7-9と同じ場所にあります。そこに畠、居宅、車庫を作るということです。地図はブルーラインからちょっと北に行った所で伊里中学校から500mくらい東へ行った所、ブルーラインのすぐ北になります。以上です。審議の方よろしくお願いします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第12号 受付番号7-16、5条 農地転用です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど長田委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ということがありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入資金▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係でありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅1棟のための必要最小限の面積であり適正と考えま

す。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、工事は許可後、令和8年3月31日を完成予定としております。

また、建蔽率 23.21%、396 m²であることから、建ぺい率 22%以上、転用面積 500 m²未満、一般条件は満たしております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

7-16 ご質問ご意見ありましたら頂戴します。何もございませんか。なさそうなのでご判断願います。7-16について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。続きまして 7-17 大饗委員説明願います。

○大饗委員

7-17、6番大饗が説明させていただきます。

土地の所在地 友延 徳当前 224-1 登記地目田現況地目畠 登記面積 867 m²

譲受人 福岡市中央区渡辺通▲丁目▲番▲号

株式会社●●●●● 執行役員 九州支社長 ●● ●●●

譲渡人 伊里中▲▲▲番地▲ ●● ● ▲▲歳

転用目的 露天資材置場

施設概要 資材置場 298.62 m²

農地区分 2種

地図をご覧ください。場所は伊里川の東 150m程北側山陽新幹線が通っております。400m南側に伊里小学校、昔の伊里中学校があります。資料の15ページをご覧ください。この田、現況畠の2分の一くらいを資材置場として使い、その四分の一を●●●の基地局のアンテナを立てるということです。なぜここに立てるかというと、この徳当地域は新幹線が通ると携帯に雑音が入って聞き取りにくく、そういうことで16ページにありますように29mくらいのアンテナを立てるということで事業を行うということです。それで聞いた話ですけど、●●●、●●、●●●●●この3社の中で、●●●が一番通信品質が悪いと、●●●が一番いいと思っていましたが、今一番悪いそうで、●●●が今、全国で通信品質を上げるために基地局を作っているんだそうです。以上です。審議の方よろしくお願いします。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 12 号受付番号 7-17、5 条 農地転用です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど大饗委員からご説明のあったとおり、申請人の露天資材置場ということありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金は、現状で利用をするため不要である計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は資材置場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

本件はこの後、10 ページの 7-4 の報告案件で提出されます利用目的変更に付帯するものであります。

電話の基地局を設置するということで転用不要の案件であります。その建築中について資材等を置く必要があり、一時転用を行うものであります。

一時転用期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 1 年間の一時転用となっております。当日資料の 15 ページをご覧ください。①と②が今回の一時転用の面積になります。③が転用不要の敷地となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

7-17 につきましてご質問ご意見ありましたら頂戴いたします。なさうなのでご判断願います。
7-17 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。続きまして議案第 13 号農地法 5 条による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について花岡委員説明願います。

○花岡委員

7-2

土地の所在地 穂浪 小山東 1577-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,004 m²

穂浪 小山東 1577-6 登記地目現況地目共に田 登記面積 198 m²

譲受人 穂浪▲▲▲番地▲▲▲ ●● ●●● ▲▲歳

譲渡人 穂浪▲▲▲番 ●● ●● ●● ●● ▲▲歳

転用目的 露天駐車場(事業用)

施設概要 駐車場 1202 m²

農地区分 3 種

当地は●●運送の隣地にあります。丁度西側に運送の基地になっている所があります。当日資料の 17 ページを見ていただくと、1578-1、トラックのスペースの左下の辺り、ちょっと色がついておりますがここは職員用の駐車場として使われている所であります。それ以外の所を今回取得をされるということです。ここは地図の左側にあるところが手狭になってきたのでこの図のようにトラックを停めるスペース及び回転のスペースをその東側の方に従業員の駐車場を 10 台付けるということになっています。

名義は社長の妻の●●●さんということのようで会社がここを借りて使っていくということであ

ります。雨水に関しましては先ほどの地図の丁度左下、国道との接点の場所に枠があります。ここらあたりに雨水等に関する排水をつなごうかなというようなことは考えていると聞いております。隣地への被害ですが、この土地が低いということで隣地への被害はございません。

地図の方を見ていただきますと、場所の方が特定しにくいところですが、市バスの旧バス停から300mくらい北東のあたりにあるところで国道沿いにある場所です。以上簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますよう宜しくお願ひ致します。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 13 号受付番号 7-2、5 条、使用貸借権設定に係る農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど花岡委員からご説明のあったとおり、申請人の駐車場ということでありますので目的については適當であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかぬう計画でありますので、適當であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係でありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

尚、計画の内訳ですが、▲▲▲万円の内、▲▲▲万円が土地取得費、取得後の整地代が 100 万円と各々契約書と見積書が添付されており確認しております。

また当日資料の 17 ページに土地利用計画図を添付しております。

尚、譲受人と藤原運送の使用貸借権ということになりますが、月額▲▲万▲千円の賃料による賃貸借権の設定ということで契約書が添付されております。

工事期間は、令和 7 年 7 月 20 日から令和 7 年 7 月 31 日までとなっております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

7-2 につきましてご意見ご質問ございましたら頂戴いたします。何かありませんか、なさそうなのでご判断願います。7-2 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。

議案第 14 号 受付番号 7-1 農地転用事業計画変更申請の承認について山本委員説明願います。

○事務局難波

すみません、こちらは事務局で説明します。

議案第 14 号 受付番号 7-1 農地転用事業計画変更申請の承認についてです。
土地の所在地 伊部 南池上 2441-1 登記地目畠現況地目介在畠 登記面積 263 m²
農地区分 3 種農地
変更前の事業計画に従った実施状況 未実施
申請人 伊部▲▲▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳
当初事業計画 一般住宅 1 棟
変更後事業計画 畑

本件については、昭和 51 年に 5 条の農地転用許可を受けていましたが、その後未実施となっていました。

課税は転用を受けていたことから介在畠となっていました。

このたび、当該地の売買が予定されており、その際に課税が高くなっていることが判明。本件で改めて事業計画変更とし、畠として許可申請されたものです。

なお、当日資料に、当該地の現況写真を配布しております。

住宅等が建った痕跡はなく、畠として供されており、野菜等も植わっている状態がありました。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

7-1 につきましてご意見ご質問ございましたら頂戴いたします。何かありませんか、なさそうなのでご判断願います。7-1 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね、許可といたします。

続きまして 8 ページ農用地利用集積等促進計画を定めることについて市長より諮問を頂いております。その詳細が 9 ページに挙がっております。何か担当の委員さん何か口を添えることがありますか。なさそうですので、承認案件ですので、承認していただけますか。

(はい、の声)

○石原会長

では承認されました。

続きまして報告第 7 号利用目的の変更届が出ております。蕃山の案件が 2 つ、友延の案件ですね。蕃山のこの 2 案件は随分前に僕も耳にしていましたけど、池かなんかの管理に係ることなんですか。田を畠に変えるというのは。

○長田委員

これは元々畠で作る予定だったんです。登記地目、現況地目が田になっているものを、元々畠として利用したかったんですが、地元の水利の方と揉めまして、誤解があつてというかそういうことがありますて、水利費を出せとかそういう問題がありまして、作らんのやつたら教えてくれと言う水利の方からの要望がありまして、変えたというのが正直なところですね。

○石原会長

はい、ありがとうございました。続きまして 11 ページから報告第 8 号農地法第 3 条の 3 の規定に

よる届出が出ております。13 ページに日生の案件であっせんの希望が出ておりますが担当の委員さん、いかがでしょうか。

○森本委員

あっせんできるのが上から二つ目の筆でこれは隣に住んでいる人が以前から畑として使用しているんです。この人に話を聞くと親の代から畑として借りていてこの相続された方のお父さんに以前から畑として使ってますので買ってくれないかという話もあったようです。家で話したんですけど今そのあっせんをされる方も仕事してるし、畑は土日やっておるんですけど、まだ買うまではいかないという話でした。他の案件の宮ノ下は登記地目も現況地目も畑になっとるんですが、現況は家の前の駐車場になっております。地図を見ますと現況地目が宅地になっておりまして自宅の前の駐車場になっております。それから 3 筆目の亀川ですが、雑木林になっております。4、5 筆目は東新田ですが、ここは住宅地なんですね。ここはあっせんするというわけには、宅地でやるんでしたらわかるんですけど、今も何も植えておりません。そういう状況です。

○石原会長

はい、ありがとうございました。

以上を持ちまして本日の審議、及び協議を終了いたします。ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・次回、農業委員会総会の開催について
令和7年8月8日(金) 9時30分～ 備前市役所 3階 大会議室
- ・農作業中の熱中症安全対策について(周知)
- ・農地パトロールの実施について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 8番 高取 輝昭 委員

11番 兼光 邦明 委員